

監監第552号
令和7年10月1日

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年8月19日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において請求人は、「ハマ杭標示」ほかについて主張しています。

しかし、これまでも繰り返し通知している通り、請求人の主張は、いずれも道路行政上の管理に関するものであり、財産的価値の維持・保全を目的とする財産的管理に関するものとは認められません。

住民監査請求は、横浜市が行う全ての行為を対象とするものではなく、横浜市の執行機関又は職員の財務会計上の行為等に限定されるものであり、請求人が違法行為と主張し措置を求める道路行政に関する内容（ハマ杭の撤去や道路区域線の変更、地積測量図の更正等）は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等ではありません。

なお、請求人は、「以前から法に基づく住民監査請求を行っています」、「監査委員会議に提議して議論しなければ」、「不法を容認したも同然」、「事務局はこの未処理案件を淡々と事務的に処理すれば、市民は安心を取り戻せます。」と述べています。

しかし、当監査委員は、令和元年度から10回にわたり行われた同請求人からの請求について、地方自治法に基づき、住民監査請求の要件を満たしているか審議し、これまでの請求に

（裏面あり）

については財産的管理に関するものとは認められない、つまり、法の要件を満たした請求ではないとした判断を、監査委員会議における結論として、前述の判断と同様に示し、通知しています。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。

請求人は、これまで同趣旨の住民監査請求を提出していますが、請求人の主張は、住民監査請求により解決できるものではないため、他の方法を御検討ください。